

一、最新中国法令

- [中国人民银行、国家外汇管理局关于提升银行办理资本项目业务数字化服务水平](#)的通知

【发布单位】中国人民银行、国家外汇管理局
【发布文号】银发〔2023〕231号
【发布日期】2023-11-20
【实施日期】2023-12-20
【内容提要】该通知提出：

- 支持银行通过审核电子单证的方式办理资本项目业务。
- 拓展资本项目数字化业务办理类型，将银行在线下有权限直接办理的资本项目下外汇和跨境人民币业务全面纳入数字化服务范围。
- 明确银行办理资本项目数字化业务的形式和条件要求、业务审核及档案管理、相关数据与信息报送规则等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/5141067/index.html>

- [海关总署关于失信企业认定标准相关事项的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2023 年第 170 号
【发布日期】2023-11-21
【实施期限】2023-12-01 至 2025-12-31
【内容提要】非报关企业因非主观故意，造成的 1 年内违反海关监管规定被海关行政处罚的行为，不列入海关认定失信企业信用状况的记录。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5515050/index.html>

- [国务院关于《支持北京深化国家服务业扩大开放综合示范区建设工作方案》的批复](#)

【发布单位】国务院
【发布文号】国函〔2023〕130号
【发布日期】2023-11-23
【内容提要】该方案提出“推进服务业重点领域深化改革扩大开放”、“探索新兴业态规

一、最新中国法令

- [資本項目業務に対する銀行のデジタル化対応推進に関する中国人民銀行、国家外貨管理局による通知](#)

【発布機関】中国人民銀行、国家外貨管理局
【発布番号】銀発〔2023〕231号
【発布日】2023-11-20
【実施日】2023-12-20
【概要】本通知において、以下の通り提言している。

- 銀行における資本項目手続きに係る書類審査のデジタル化を推進する。
- デジタル化対応が可能となる資本項目取引タイプの範囲を拡大し、資本項目に属する取引の外貨手続き及びクロスボーダー人民元手続きのうち、銀行に直接、対面式で対応する権限が与えられている手続きの完全デジタル化を推進する。
- 銀行において、資本項目取引に係る手続きのデジタル化対応を行うために完備すべき体制、取引の審査及びファイリング管理、データ・情報の届出に係るルールが明確化されている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/5141067/index.html>

- [信用喪失企業認定基準に関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2023 年第 170 号
【発布日】2023-11-21
【実施期間】2023-12-01 から 2025-12-31 まで
【概要】過去 1 年以内において税関監督管理規定に違反し、行政罰に処されていても、それが非通関業者の主観的故意によらないものである場合、税関が信用喪失企業の認定を行う上でベースとなる信用情報に記録しないものとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5515050/index.html>

- [「北京における国家サービス業対外開放拡大総合モデル区設置推進の支援施策」に関する国务院による回答書](#)

【発布機関】国务院
【発布番号】国函〔2023〕130号
【発布日】2023-11-23
【概要】本施策において、「サービス業の主要分野において対外開放改革を推進する」、「新興業

则规范”、“优化贸易投资制度安排”、“完善公共服务政策环境”、“强化权益保护机制”和“健全风险防控体系”等六方面共计 23 条措施。其中包括：

態の規則規範の検討を行う」、「貿易・投資に関する制度的取り決めの最適化」、「公共サービスに関する政策・環境の整備」、「権益保護体制の強化」及び「リスク防止体制の整備」など、6 つの面について、計 23 項目の措置を打ち出している。それには、以下のものが含まれる。

电信服务领域
<ul style="list-style-type: none"> 在北京取消信息服务业务（仅限应用商店，不含网络出版服务）、互联网接入服务业务（仅限为用户提供互联网接入服务）等增值电信业务外资股比限制，研究适时进一步扩大增值电信业务开放。
金融服务领域
<ul style="list-style-type: none"> 对境外金融机构、境外金融机构的投资者、跨境金融服务提供者提交的要件完整且符合法定形式的金融业务相关申请，金融管理部门按照内外一致原则，在收到申请后 120 天内作出决定并及时通知申请人。
文化教育服务领域
<ul style="list-style-type: none"> 将外商投资设立演出场所、娱乐场所、互联网上网服务场所的审批权下放至区级。 支持外商独资设立经营性职业技能培训机构。
推动构建数字经济国际规则
<ul style="list-style-type: none"> 支持北京建设国际信息产业和数字贸易港，加强数字领域国际合作，推动相关国际规则制定，争取在数据跨境传输、数字产品安全检测与认证、数据服务市场安全有序开放等方面实现互惠互利、合作共赢。 试点推动电子签名证书跨境互认和电子合同跨境认可机制，推广电子签名互认证书在公共服务、金融、商贸等领域应用。 深入推广数据安全认证等安全保护认证制度。
推动数据资源开发利用
<ul style="list-style-type: none"> 在国家数据跨境传输安全管理制度框架下，开展数据出境安全评估、个人信息出境标准合同备案、个人信息保护认证工作。 支持设立跨国机构数据流通服务窗口，以合规服务方式优先实现集团内数据安全合规跨境传输。 探索制定自动驾驶、生物基因等行业数据分类分级指南和重要数据目录，以重点领域企业数据出境需求为牵引，明确重要数据识别认定标准，做好数据安全保护支撑。
优化金融服务模式和管理手段
<ul style="list-style-type: none"> 在风险可控的前提下，支持境外保险公司直

電気通信サービス分野
<ul style="list-style-type: none"> 付加価値電気通信事業の対外開放を更に拡大することを念頭に、北京市において、情報サービス事業（アプリストアのみを対象とし、オンライン出版サービスは対象外である）、インターネット接続サービス事業（ユーザー向けインターネット接続サービスのみ限定）など、付加価値電気通信事業における外資の出資比率制限を撤廃する。
金融サービス分野
<ul style="list-style-type: none"> 国外の金融機関、国外金融機関の投資家、クロスボーダー金融サービス提供者から提出された金融事業に関する申請に不備がなく法定の形式にも適合している場合、金融管理部门は、国内・外資系企業を等しく扱うとの原則に従い、申請受理後、120 日以内に決定を下し、申請者に速やかに通知しなければならない。
文化教育サービス分野
<ul style="list-style-type: none"> 外国投資者による公演場所、娯楽施設、インターネットカフェの投資・設立に伴う審査許可権限を区級に委譲する。 外国投資者による独資形態の職業訓練校（営利目的）の設立を認める。
デジタル経済の国際ルール形成のための取り組みを行う
<ul style="list-style-type: none"> データの越境伝送、デジタル製品の安全検測と認証、デジタルサービス市場の安全かつ秩序ある対外開放などの面でウィンウィンの関係を築けるよう、北京において国際的な情報産業及びデジタル貿易港の設置を推進し、デジタル分野における国際提携を強化し、国際ルール形成のための取り組みを行う。 電子署名証書の国際的な相互承認および電子契約の国際的な認可制度を試行し、公共サービス、金融、商業貿易などにおいて電子署名相互承認証書の活用の幅を広げる。 データ安全管理認証など、安全保護認証制度を強力に推進する。
データ利活用を推進する
<ul style="list-style-type: none"> 国のデータ越境伝送管理制度枠組みのもとで、データ越境行為の安全評価、個人情報越境標準契約届出、個人情報保護認証作業を行う。 安全性及び適法性を確保しながら、グループ会社間でデータの越境伝送を行えるようにすることを優先課題として、多国籍企業データ流通サポート窓口を設置することを認める。 自動運転、バイオ遺伝子など業種のデータ分類・等級分けの手引き及び重要データ目録の制定を検討する。重点分野企業におけるデータ越境移転の必要性を踏まえて、データのセキュリティ対策の徹底及び重要データの識別・認定基準の明確化を図る。
金融サービス及び管理の最適化
<ul style="list-style-type: none"> リスクが許容範囲内であることを前提に、国外の

<p>接发起设立保险资产管理公司在京落地。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 允许真实合规、与外国投资者投资相关的所有资金依法依规自由汇入、汇出且无延迟。
<p>探索与服务贸易创新发展相适应的规则体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 梳理调整与外商投资准入等负面清单不相适应的地方性法规。 ▪ 在跨境服务贸易中，探索引入服务贸易代理、境外公司主动申报税款缴纳等新模式，提升服务贸易跨境资金结算便利化水平。
<p>提升资金跨境流动便利度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 探索优化资本项目下负面清单管理模式，缩减企业资本项目收入使用负面清单。 ▪ 探索优化合格境内有限合伙人（QDLP）与合格境外有限合伙人（QFLP）试点企业余额管理模式，简化外汇登记手续。 ▪ 扩大跨国公司本外币一体化资金池业务试点，探索优化额度管理，提升资金池效能。 ▪ 研究外商投资企业再投资免于外汇登记。
<p>推进政府职能转变</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 打造外商投资一站式服务体系，探索制定重点领域投资指引，为高频事项提供综合服务和办事指南。
<p>创新人才全流程服务管理模式</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 为持有居留许可的外籍专家出入境提供通关便利。 ▪ 允许在京外商投资企业内部调动专家的随行家属享有与该专家相同的停居留期限。 ▪ 对拟在京筹建分公司或子公司的外国企业相关高级管理人员，签发2年以内有效的签证或居留许可，且允许随行家属享有与其相同的停居留期限。 ▪ 在全市范围推广外国人工作许可、工作类居留许可“一口受理、并联审批”。 ▪ 持有效签证或居留许可拟在京工作的外籍高端人才可在境内直接办理工作许可。 ▪ 探索建设外籍人才办事“单一窗口”，推动跨部门一站式办理、跨地区信息互通互认。 ▪ 优化在京外籍人才薪资收入汇出业务办理模式。
<p>打造一流国际商事纠纷解决优选地</p>

<p>保險会社が、保険資産管理会社を北京に発起設立することを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 真実且つ適法であり、外国投資者の投資に関連する資金の全てを法に依拠し遅滞なく自由に海外から受取、海外へ送金することを認める。
<p>サービス貿易のイノベーション駆動型発展の流れに見合った規則体系形成の検討を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 外国投資者の市場参入などネガティブリストに即していない地方法規の見直しを行う。 ▪ サービス貿易のクロスボーダー決済の利便性を向上させる観点から、クロスボーダーサービス貿易において、サービス貿易の代行、国外の会社による税金の自主申告納付など新たな手法の導入を検討する。
<p>国境を越えた資金移動の利便性を向上させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業の資本項目収入の使用に係るネガティブリスト項目の削減も視野に入れて、資本項目に対するネガティブリスト管理を最適化する。 ▪ 外貨登記手続きの簡素化も視野に入れて、適格国内リミテッドパートナー（QDLP）と適格国外リミテッドパートナー（QFLP）制度の試行対象企業の残高管理方式の最適化を検討する。 ▪ 多国籍企業向けの人民元・外貨建てキャッシュ・プーリング制度の試行対象範囲を拡大し、限度額管理の最適化及びキャッシュプーリング機能向上のための方法を検討する。 ▪ 外商投資企業が外貨登記をせずに再投資を行える制度について検討を行う。
<p>政府機能の変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点分野の投資ガイドライン、高頻度事項に対する総合サービス及び手続きの手引きの作成も視野に入れ、外国投資者の対中投資に対するワンストップサービス体制を整備する。
<p>人材の管理・支援サービス体制を最適化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 居留許可を保有している外国籍専門家の中国出入国時における通関手続きの利便性を向上させる。 ▪ 北京における外商投資企業内部に配置転換された専門家の同伴家族が当該専門家と同一の期間滞在することを認める。 ▪ 北京に分公司又は子会社を設立予定の外国企業における高級管理職者に有効期限2年のビザ又は居留許可を発給し、且つ同伴家族も当該高級管理職者と同一の期間滞在することを認める。 ▪ 外国人の就労許可、就労類居留許可の「ワンストップ受理、審査の同時進行」制度を市全域で推進する。 ▪ 有効なビザ又は居留許可を保有し、北京で就労予定の外国籍高度人材は、中国国内で直接、就労許可手続きを行うことができる。 ▪ 複数の部門にまたがる手続きを一つの場所で行え、複数の地域にまたがって存在する情報を相互に共有し承認する制度の構築も視野に入れて、外国籍人材に係る手続きの「総合窓口」設置について検討する。 ▪ 北京における外国籍人材の報酬収入の海外送金手続きを最適化する。
<p>国際商事紛争解決に最適な場所になるための体制を構築する</p>

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 打造面向全球的国际商事仲裁中心。坚持高标准建设北京国际商事法庭，坚持高水平运行北京国际商事纠纷一站式多元解纷中心，打造国际商事纠纷多元解决机制的北京样板。 ▪ 完善域外法查明平台，明确涉外纠纷法律适用规则指引。 ▪ 支持国内外商事仲裁机构、商事调解组织等在京发展。 ▪ 支持国际商事争端预防与解决组织做大做强。 ▪ 研究探索授权仲裁庭作出临时措施决定并由法院依法执行的制度。
<p>完善争议解决机制</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 探索制定临时仲裁庭仲裁涉外纠纷的规则。 ▪ 在当事人自愿的前提下，建立涉外商事案件专业调解前置机制。 ▪ 鼓励外籍及港澳台调解员参与涉外纠纷解决。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.gov.cn/zhengce/content/202311/content_6916720.htm

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 世界に開かれた国際商事仲裁センターを創設する。北京において手本となるような国際商事紛争の多角的解決メカニズムを構築すべく、高水準の北京国際商事法廷、国際商事紛争に対して、様々な解決方法を提案する機能を持ったセンターになることを目指す。 ▪ 涉外紛争における準拠法を正しく確定できるよう、国外法の照会ツールを充実化させる。 ▪ 国内外の商事仲裁機関、商事調停組織などが北京に拠点を拡大できるようにサポートする。 ▪ 国際商事紛争の予防・解決に取り組む組織の強化をサポートする。 ▪ 仮処分の決定を下す権限を仲裁廷に与え、且つそれを裁判所が法に依拠し執行できる制度の構築について検討する。
<p>紛争解決制度を整備する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 涉外紛争を臨時仲裁廷において仲裁する場合に適用される仲裁ルールの制定について検討する。 ▪ 涉外商事事案について、訴訟または仲裁手続きに入る前に、当事者自身の意思により、調停手続きを選択できる制度を構築する。 ▪ 外国籍及び香港・マカオ・台湾の調停員も加わり、涉外紛争の解決を図ることを推奨する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202311/content_6916720.htm

● [工业和信息化部等四部门关于开展智能网联汽车准入和上路通行试点工作的通知](#)

【发布单位】工业和信息化部、公安部、住房和城乡建设部、交通运输部
【发布文号】工信部联通装〔2023〕217号
【发布日期】2023-11-17
【内容提要】相关部门遴选具备量产条件的搭载自动驾驶功能的智能网联汽车产品，开展准入试点；对取得准入的智能网联汽车产品，在限定区域内开展上路通行试点，车辆用于运输经营的需满足交通运输主管部门运营资质和运营管理能力要求。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://wap.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_be04a39345354b1ba4624262f86e7cfb.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● [インテリジェント・コネクテッド・ビークルの社会実装に向けた路上走行の実証実験の展開に関する工業・情報化部等4部門による通知](#)

【発布機関】工業・情報化部、公安部、住宅都市農村建設部、交通運輸部
【発布番号】工信部聯通裝〔2023〕217号
【発布日】2023-11-17
【概要】関連部門は、量産条件が整っている自動運転機能を搭載したインテリジェント・コネクテッド・ビークル製品を選定し、社会実装に向けた路上走行の実証試験を実施する。市場参入条件に適合しているインテリジェント・コネクテッド・ビークル製品について、特定の区域内で、路上走行による実証実験を行う（輸送業務に使用する車両の場合、交通運輸主管部門所定の運営資格及び運営管理能力要求を満たす必要がある）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://wap.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_be04a39345354b1ba4624262f86e7cfb.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解读

- 新《民事诉讼法》下“涉外民事诉讼程序”规定的变化（连载之二/共二篇）

在第 846 期《里兆法律资讯》中，我们介绍了新《民事诉讼法》“扩大中国法院对涉外民商事诉讼的管辖权”、“明确涉外民商事诉讼管辖权冲突的处理原则”，接下来继续解读。

三、涉外民商事诉讼送达的变化

关于涉外送达，一直以来就存在“送达难”的问题，为方便中国法院向境外当事人完成送达、利于推进诉讼进程等，新《民事诉讼法》对此采取了更加灵活的方式。

具体变化如下：

1. 删去现行规定中要求诉讼代理人必须“有权代其接受送达”的权限限定：这意味着只要是受送达人在案件中委托的诉讼代理人，都应接受送达，从而避免部分境外当事人通过授权委托书中写明“不接受司法送达”来逃避送达的现象。另外，对于受送达人在中国设立的分支机构，同样也不再要求分支机构必须有“有权代其接受送达”的权限。
2. 增加向受送达人在中国设立的独资企业送达：在新《民事诉讼法》施行后，法院可以通过向受送达人在中国设立的独资企业送达来完成送达工作。
3. 增加相关自然人与法人之间替代送达的适用情形：新《民事诉讼法》施行后，如果受送达人是外国法人或其他组织，且其法定代表人或者主要负责人²在中国的，可以通过向其法定代表人或者主要负责人送达来完成送达工作；如果受送达人是外国人、无国籍人，其在中国设立的法人或者其他组织担任法定代表人或者主要负责人，且与该法人或者其他组织为共同被告时，可以通过向该法人或者其他组织送达来完成送达工作。
4. 增加“受送达人同意的其他方式”作为兜底条款：该项规定体现了当事人意思自治原则，当事人可以结合具体情况选择最便捷的送达方式，提高了法院送达方式的灵活性及成功率。

² 根据《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉的解释》第 533 条第 2 款的规定，外国企业、组织的主要负责人包括该企业、组织的董事、监事、高级管理人员等。

² 『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院裁判所による解釈」第 533 条第 2 項の規定に基づくと、外国企業、組織の主要責任者には、同企業・組織の董事、監事、高級管理職者等が含まれる。

二、里兆解説

- 新「民事訴訟法」に基づく「涉外民事訴訟手続き」規定の変化（連載その二、全二回）

第 846 期「里兆法律情報」において、新「民事訴訟法」において「涉外民商事訴訟に対する中国の裁判所の管轄権を拡大した」、「涉外民商事事案訴訟における管轄権の競合に対する処理原則を明確にした」を紹介している。以下でも引き続き解説する。

三、涉外民商事訴訟送達の変更点

涉外送達に関して、以前より、「送達難」という問題が指摘されている中で、中国の裁判所から中国域外の当事者への送達の利便性向上、訴訟手続きの円滑化等の観点から、新「民事訴訟法」では、さらに柔軟性を持たせた対応を取っている。

具体的には以下の変更点がある。

1. 現行規定における、訴訟代理人が「当事者に代わって送達を受ける権限を有する」という権限に係る制限規定を削除した：これは、受送達者から事案の処理を委任された訴訟代理人はいずれも、送達を受けるべき者である、ということの意味するため、中国域外にいる当事者が、委任状に「司法送達を受け付けない」ことを明記しても、送達を受けることを拒むことはできなくなる。また、受送達者が中国に設立した分支機構も、同様に「当事者に代わって送達を受ける権限を有する」という要件は、適用されない、ということになる。
2. 受送達者が中国に設立した独資企業への送達を追加した：新「民事訴訟法」施行後、裁判所は、受送達者によって中国に設立された独資企業へ送達することにより、送達を完了することができる。
3. 自然人と法人との間の代替的な送達が適用される状況を追加した：新「民事訴訟法」施行後、もし受送達者が外国法人又はその他の組織であり、尚且つその法定代表者又は主要責任者²が中国にいる場合、その法定代表者又は主要責任者へ送達することにより、送達を完了することができる。もし受送達者が外国人、無国籍者である場合、その者が中国に設立した法人又はその他の組織で法定代表者又は主要責任者を務め、尚且つ同法人又はその他の組織が共同被告である場合、当該法人又はその他の組織へ送達することで、送達を完了することができる。
4. 「受送達者が同意したその他の方式」を包括的条項として追加した：当該規定から、当事者の自由意思原則のもと、実情に合わせて、当事者にとって最適な送達方式を選択する余地を当事者に与えることによる柔軟性を確保することで、裁判所による送達の確実性を向上させたいとの

5. 缩短涉外公告送达期限：新《民事诉讼法》将涉外公告送达的期限由“三个月”缩短为“六十日”。

四、增加中国法院域外调查取证的方式

在现行规定下，中国法院域外调查取证的方式主要是通过中国缔结或者参加的国际条约（比如，订立于海牙的《关于从国外调取民事或商事证据的公约》、双边司法协助条约等）、互惠原则或者外交途径进行的，但实践中通过该等途径进行调查取证往往效果有限且耗时较长。

新《民事诉讼法》施行后，在保留前述域外调查取证方式外，还增加了中国法院通过替代性方式进行域外调查取证（比如，如果所在国法律不禁止，针对特定情形，中国法院可通过①委托中国驻当事人、证人所在国的使领馆代为取证，②通过即时通讯工具取证，③以双方当事人同意的其他方式取证方式进行取证）。

五、完善外国法院判决（裁定）、域外仲裁裁决的承认与执行

1. 明确不予承认和执行外国法院判决（裁定）的五种情形

新《民事诉讼法》在吸收《全国法院涉外商事海事审判工作座谈会会议纪要》等既有经验的基础上，明确不予承认与执行存在以下情形的外国法院判决（裁定）：

- 1) 外国法院对案件无管辖权；
- 2) 被申请人未得到合法传唤或者虽经合法传唤但未获得合理的陈述、辩论机会，或者无诉讼行为能力的当事人未得到适当代理；
- 3) 判决、裁定是通过欺诈方式取得；
- 4) 中国法院已对同一纠纷作出判决、裁定，或者已经承认第三国法院对同一纠纷作出的判决、裁定；
- 5) 违反中国法律的基本原则或者损害国家主权、安全、社会公共利益。

2. 明确外国法院对案件无管辖权的判断标准

关于外国法院对案件无管辖权的情形，包括：
①外国法院依照其法律对案件没有管辖权，或者虽然依照其法律有管辖权但与案件所涉纠纷无适当联

思即能读取。

5. 涉外事案における公示送達の期限を短縮した：新「民事訴訟法」では、涉外事案における公示送達の期限を「三か月」から「六十日」へと短縮した。

四、中国の裁判所による中国域外での調査・証拠収集の方法を追加した

現行規定の下、中国の裁判所は、中国が調印又は加盟している国際条約（例えば、ハーグで締結された「民事又は商事に関する外国における証拠の収集に関する条約」、二国間司法共助条約等）、互惠原則又は外交ルートにより、中国域外で調査・証拠収集を行っている。しかし、実務では、これらの方法により調査・証拠収集を行うと、多くの場合、期待する効果を得られず、また、時間もかかる。

そこで、新「民事訴訟法」では、上記の域外調査・証拠収集方法の代用として、さらに、中国の裁判所が域外調査・証拠収集を行うための方法が新たに規定されている（例えば、所在国の法律で禁止されていない限り、特定の場合において、中国の裁判所は①当事者、証人の所在国にある中国大使館・領事館に委託して、証拠収集を代行させる、②インスタントメッセージを通じて証拠収集を行う、③双方当事者が同意したその他証拠収集の方式により行うことができる）。

五、外国の裁判所による判決（裁定）、中国域外における仲裁判断の承認・執行を最適化した

1. 外国の裁判所による判決（裁定）を承認・執行しない五つの状況を明確化した

新「民事訴訟法」は、「全国裁判所涉外商事海事審判作業座談会議事録」等、これまでの実績を踏まえて、次に掲げる状況に該当する場合、外国の裁判所による判決（裁定）を承認・執行しないことを明確にした。

- 1) 外国の裁判所が、事案に対して管轄権を有しない場合。
- 2) 被申立人が適法な手続きを経て召喚されていないか、又は適法な手続きを経た上で召喚されたが、合理的な陳述、弁論の機会を与えられていなかった、又は訴訟行為能力を有しない当事者に代理人が設けられていなかった場合。
- 3) 判決、裁定を詐取したものである場合。
- 4) 中国の裁判所が、同一の紛争につき、すでに判決、裁定を下している場合、若しくは同一の紛争につき、第三国裁判所によって下された判決、裁定を承認している場合。
- 5) 中国法律の基本原則に違反している、又は国家主権、安全、社会公共の利益を害している場合。

2. 外国の裁判所が事案に対して管轄権を持たないと判定を下すための基準を明確にした

外国の裁判所が、事案に対して管轄権を持たないと判定される状況には、次のものが含まれる。①外国の裁判所は、自国の法律によれば、事案に対する管轄権を

系；②违反中国专属管辖的规定；③违反当事人排他性选择法院管辖的协议。

3. 调整域外仲裁裁决的认定方式，增加承认与执行域外仲裁裁决的管辖法院

新《民事诉讼法》调整了域外仲裁裁决的认定方式（即，从“国外仲裁机构的裁决”调整为“在中华人民共和国领域外作出的仲裁裁决”），这一方面意味着，如果是国外仲裁机构，其在中国领域内作出的仲裁裁决，理论上可以不用走承认与执行这一流程；另一方面意味着，即使是中国的仲裁机构，其在中国领域外作出的仲裁裁决，也属于域外仲裁裁决，也需要走域外仲裁裁决承认与执行这一流程。

此外，新《民事诉讼法》也扩大了申请承认与执行域外仲裁裁决的管辖法院范围。一般情形下，当事人可以向被执行人住所地或者其财产所在地的中级人民法院申请，如果被被执行人住所地或者其财产不在中国领域内的，当事人可以向申请人住所地或者与裁决的纠纷有适当联系地的中级人民法院申请。

4. 明确对承认与执行裁定不服的救济途径

如果当事人对承认和执行或者不予承认和执行的裁定不服的，可以自裁定送达之日起十日内向上一级人民法院申请复议。

六、结语

新《民事诉讼法》对中国法院在涉外管辖、送达、取证、承认与执行等方面均有所突破与完善，由此可以预见，未来中国法院将会在涉外民商事争议中发挥更多作用。同时，新《民事诉讼法》关于“涉外民事诉讼程序”的相关规定并非绝对化，也为法院在实践中留有一定的空间及自由裁量权，建议关注未来的司法裁判动态。

（作者：里兆律师事务所 邱奇峰、陈一夫）

有しない、若しくは自国の法律によれば、事案に対する管轄権を有することにはなっているが、同事案に係る紛争と適度の関連性がない場合。②中国の専属管轄に関する規定に違反している場合。③当事者間における専属的合意管轄裁判所に関する合意内容に違反している場合。

3. 中国域外における仲裁判断の認定方式を調整し、中国域外における仲裁判断の承認・執行を行える管轄裁判所を追加した

新「民事訴訟法」では、中国域外における仲裁判断の認定方式を調整している（即ち、「国外の仲裁機関による裁判」を「中華人民共和國領域外で下された仲裁判断」へと修正している）。つまり、もし国外の仲裁機関が中国領域内で下した仲裁判断であれば、理論上、承認・執行の手順を経なくてもよいということになり、また、中国の仲裁機関が、中国領域外で下した仲裁判断は、中国域外における仲裁判断に該当するため、中国域外における仲裁判断の承認・執行という手順を経なければならないことを意味している。

また、新「民事訴訟法」では、中国域外における仲裁判断の承認・執行の申請を行える管轄裁判所の対象範囲を拡大している。通常、当事者は、被執行人の住所地又はその財産の所在地にある中級人民裁判所に申請することになるが、もし被執行人の住所地又はその財産が中国領域内にない場合、当事者は、申請者の住所地又は裁判の対象となる紛争と適度の関連性のある地における中級人民裁判所に申請することができる。

4. 承認・執行の裁定に不服である場合における救济方法を明確にした

当事者が承認・執行する、又は承認・執行しない旨の裁定に不服である場合、裁定が送達された日から10日以内に、一級上の人民裁判所へ不服を申し立てることができることとされている。

六、終わりに

新「民事訴訟法」においては、涉外管轄、送達、証拠収集、承認・執行等の面において、中国の裁判所に大きな前進が見られることから、今後は、中国の裁判所が、これまでに以上に積極的に涉外民商事紛争に関わっていくであろうことが予測される。また、新「民事訴訟法」における「涉外民事訴訟手続き」の規定は、絶対にこの規定通りに対応しなければならないということではなく、裁判所に一定の裁量の余地が与えられているため、今後の司法裁判の動向を注視する必要がある。

（作者：里兆法律事務所邱奇峰、陳一夫）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 数据跨境流动新规的最新动向
- 企业文件材料的法定归档要求（组织和人员、设施设备、归档范围、保管期限等）

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- データ越境移転の新規定に関する最新動向
- 企業の書面材料のファイリングに関する法定のルール（組織及び人員、施設設備、ファイリングの対象範囲、保管期限など）